

熊本市職員採用プロモーション動画制作業務 公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務名

熊本市職員採用プロモーション動画制作業務

(2) 業務の目的等

本市では、優秀な人材を確保するため、受験対象者向けに、採用説明会の開催やパンフレット制作を行っている。加えて、近年では、技術職の職員が働く現場を、技術職志望者が見学できる「技術職現場見学ツアー」や「市役所ってどんなところ？」をテーマに、部署ごとに実際の仕事の内容を直接伝える「仕事まるわかりセミナー」を実施し、広報活動に力を入れているところである。

しかし、採用市場の競争激化もあって、受験者減少は続いているのが現状である。

そこで、就職先として熊本市役所に興味を持ってもらうとともに、採用のミスマッチを防ぐことなどを目的とし、従来の広報活動と異なり、よりわかりやすく、多くの情報を短時間に、効率的かつ効果的に発信するため、本市職員として働くことの魅力を伝える採用プロモーション動画を制作する。

コロナ禍で集まる機会が少ない状況だからこそ、様々な場面で活用できる採用プロモーション動画は有用である。

効果としては、動画を視聴した人が本市職員になりたいという実感を持ち、結果的に本市における職員採用試験の受験者数が増え、本市が求める人材を獲得することを期待する。

(3) 業務内容

「熊本市職員採用プロモーション動画制作業務 基本仕様書」のとおり

(4) 履行場所

熊本市内

(5) 履行期間

契約締結日から令和3年（2021年）11月30日（火）まで

(6) 提案上限額

1, 760千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-0806

熊本市中央区花畑町9番24号（住友生命熊本ビル9階）

熊本市人事委員会事務局

電話：096-328-2939（直通）

電子メール：jinjiiinkai@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

内容	日程
公告	令和3年(2021年)7月21日(水)
実施要項及び関係書類の交付期間	令和3年(2021年)8月11日(水)午後5時まで
質問書の提出期限	令和3年(2021年)8月3日(火)午後5時まで
質問書に対する回答期限	令和3年(2021年)8月10日(火)
参加表明書の提出期限	令和3年(2021年)8月11日(水)午後5時まで
参加資格の確認結果通知	令和3年(2021年)8月17日(火)
企画提案書の提出期限	令和3年(2021年)8月31日(火)午後5時まで
ヒアリング審査	令和3年(2021年)9月上旬予定
審査結果通知	令和3年(2021年)9月中旬予定

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
(新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む。)
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 直接受注した業務として、平成23年度(2011年度)以降に履行が完了した、プロモーション動画制作に関する委託業務(以下「同種業務」という。)の実績を有すること。
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、そ

の組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員について(5)及び(9)の要件を満たす者であること。

5 プロポーザル実施要項及び関係書類の配付

(1) 配付方法

熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は2の担当部局にて配付する。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配付は行わない。

(2) 配付期間

令和3年（2021年）7月21日（水）から令和3年（2021年）8月11日（水）までの、午前9時から午後5時までとする。

ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。

6 参加表明書等の提出

本件プロポーザルの参加を希望する者は、以下のとおり参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 参加資格審査調書（様式第2号） 1部

ウ 同種業務実績調書（様式第3号） 1部

エ 同種業務の実績を証する契約書及び履行完了が確認できる書類等の写し 各1部

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

(2) 提出期限

令和3年（2021年）8月11日（水）午後5時まで

(3) 提出先

2の担当部局

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は、開庁日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、令和3年（2021年）8月11日（水）までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(5) 留意事項

ア 様式については、参加表明書等の提出日時点で記載すること。

イ 同種業務実績調書（様式第3号）については、平成23年度（2011年度）以降に履行が完了した同種業務を1件以上記載し、複数ある場合には、3件を上限として記入すること。

ウ 上記 6 (1)エの書面が添付されていない場合には、同種業務の実績を有しているとは認めない。

また、6 (1)エの書面だけでは実績を有することの判断ができない場合についても、同種業務の実績を有しているとは認めない。

(6) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。

参加資格の審査結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、参加表明書等を提出したすべての者に対して、書面により通知する。

7 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 説明会

説明会は実施しない。

9 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第4号）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールにて提出する場合には、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期限

令和3年（2021年）8月3日（火）まで（休日を除く。）の午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和3年（2021年）8月10日（火）までに開始し、令和3年（2021年）8月24日（火）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

10 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

- (1) 参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。
- (2) 参加する者がいなかった場合又は参加を表明したが参加資格がなかった場合には再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又はスケジュールの変更を行うことがある。

なお、再度公告し、参加を表明する者が1者以上の場合、プロポーザルを行うものとする。

11 企画提案書等の提出

6(6)の通知により参加資格があると確認された者は、以下のとおり、企画提案書及びその他の必要書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出書（様式5号） 1部
- イ 業務実施体制調書（様式6号） 正本1部、副本10部
- ウ 企画提案書（様式任意） 正本1部、副本10部

企画提案書には次の内容を盛り込んで作成すること。

- (ア) コンセプト
- (イ) 具体的な提案内容とその理由
- (ウ) 業務スケジュール
- (エ) 本業務に生かせる専門性や実績等

- エ 概算見積書（様式任意） 正本1部、副本10部

※概算見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、その額をもって提案価格とする。なお、業務経費の内訳についても記載すること。

(2) 提出期限

令和3年（2021年）8月31日（火）午後5時まで

(3) 提出先

2の担当部局

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

- ア 持参の場合は、開庁日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、令和3年（2021年）8月31日（火）までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

(5) 留意事項

- ア 提案書等の用紙規格は、A4又はA3とする。

- イ 正本にのみ社名を記載し、副本については、社名等が分かるものを外して提出すること。

- ウ 提案書等の文字の大きさは、10ポイント以上とする。

- エ 提案は、参加者1者につき1提案とし、提出期限後における提出書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。

1 2 受託者の選定方法

審査及び契約候補者の選定は、「熊本市職員採用プロモーション動画制作業務に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、審査及びヒアリングは、非公開とする。

(1) 審査に伴うヒアリングの実施

ア 日時及び場所

令和3年（2021年）9月上旬を予定している。

日時や場所等の詳細については、別途通知する。

イ 実施方法

(ア) 対面による質疑応答形式で実施。1者20分（説明15分、質疑5分）を予定。

(イ) 参加者側からの出席者は、3名以内とする。

(ウ) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は認めない。

(エ) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合、本件プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等やむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、本件プロポーザル参加者のヒアリング実施項目について、全て0点として取り扱うものとする。

(2) 審査の基準

別紙「審査項目、配点及び審査基準」のとおり

(3) 契約候補者の選定

ア 別紙「審査項目、配点及び審査基準」に基づき、各審査委員の評価点合計の総計が最も高い提案者（以下「最高得点者」という。）を契約候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数いる場合は、審査項目の中で最も配点の高い「企画提案」について、各審査委員の合計得点が上位となった者を契約候補者とし、それも同点の場合には、くじにて決定するものとする。

イ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合には、次点の者を契約候補者とする。

ウ 審査結果については、全プロポーザル参加者に対し郵送により通知する。

1 3 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起した場合
- (4) 「4 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

1 4 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者については、その理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について、2の担当部局での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 5 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

- (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

- (4) 提出書類に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を講じるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を講じるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認められた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 提出書類等を手書きする場合は、黒色のペン又はボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。